

平成 31 年度地域包括支援センター運営方針（案）について

* 下線部が昨年の運営方針の修正及び追加部分

高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を続けられるよう、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることを予防し、社会参加の促進を図るとともに、地域における包括的な相談及び支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症の人への支援体制の構築等を一体的に推進することを目的とした中核機関として、介護保険法第115条の46に規定する地域包括支援センターを設置します。

地域包括支援センターは、「鶴岡市高齢者福祉計画 第7期介護保険事業計画」の基本理念である「誰もが、いつまでも生き活きと暮らし続けられる地域社会の実現」を目指し、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

1. 地域包括支援センターの機能強化

高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種を配置し、センター職員の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。

市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。

2. 介護予防の推進

要介護状態等になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。自立に向けた行動変容を促し、個人のニーズに応じた適切なサービスや社会資源を活用した目標志向型ケアマネジメントを行う。

高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。

3. 認知症施策の推進

国の「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」を受け、日常生活圏域ごとの社会資源や、地域課題の把握を行い、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、医療・介護サービスの適切な提供や連携を推進し、地域の見守り等も含めた切れ目のない支援体制の構築を進める。

4. 地域ケア会議（個別会議）の実施と地域ケアネットワーク体制の推進

地域ケア推進担当者（地域包括支援センター専門職、生活支援コーディネーター、社会福祉協議会職員、健康課保健師、市民福祉課職員等）が連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議（個別会議）を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会等の小単位生活圏域で実施し、地域の保健、医療、福祉などの多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。

また、総合事業の事業対象者を含む要支援等認定者と要介護 1、2 を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や、自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握等に努める。

5. 総合的な相談支援の確立

高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。

6. 高齢者の権利擁護の推進

地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。

7. ケアマネジメントの質の向上・平準化

高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。

介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。

8. 災害時要援護高齢者の把握と救援支援

地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的支援につなげる。